

県北広域振興局長告示第14号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、二戸市土地改良区（二戸市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年4月28日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

1 就任

理事

久保田 善 幸 二戸市金田一字野月165番地1

2 退任

理事

沢 田 順 一 二戸市金田一字荒田20番地2